

障第40号
令和6年4月3日

各指定障害福祉サービス事業所運営法人代表者様
(岐阜市所管の施設等を除く。)

岐阜県健康福祉部障害福祉課長

厚生労働大臣の定める事項及び評価方法の留意事項について

このことについて、厚生労働省から別添のとおり通知がありましたので、お知らせします。

所属	岐阜県健康福祉部障害福祉課事業所指導係		
係長	若原	担当	佐藤・高田・島田・澤本
電話	058-272-1111 内3490		
FAX	058-278-2643		
E-mail	c11226@pref.gifu.lg.jp		